

浄化槽をお使いの皆さん 浄化槽法が一部改正になりました

○特定既存単独処理浄化槽に対する措置

劣化による漏水や適正な放流水質が保てない、悪臭による周辺環境への影響など、生活環境や公衆衛生に重大な支障が生じる恐れのある「特定既存単独処理浄化槽」と判断された単独処理浄化槽について、都道府県知事は管理者に対して浄化槽の除去や、改善するよう助言または指導（相当の期限を定めて勧告・命令）することができる旨の規定が設けられました。

市が合併処理浄化槽を設置します

市では、合併処理浄化槽処理区域の家庭を対象に、戸別合併処理浄化槽の設置事業を行っています。この事業へ申し込まれた場合、次の負担で浄化槽（本体）を設置することができます。

○5～7人槽の設置負担金 10万円（配管費用は別途個人負担）

○10人槽の設置負担金 13万円（ // ）

さらに、この事業で単独処理浄化槽、または汲取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合、既存の単独処理浄化槽（汲取り便槽）の撤去および配管工事に要する費用に、上限30万円を補助します。

申請締切日 11月30日(月)

浄化槽の管理者には3つの重要な義務があります。

1つ. 保守点検

装置の調整、消毒薬の補充など各戸の浄化槽の状態を見ながらメンテナンスを行います。

※一般家庭の浄化槽では4カ月に1回以上行う必要があります。
点検は保守点検業者へ委託しましょう。



2つ. 清 掃



浄化槽の中には微生物が分解できないものや微生物の死骸が汚泥となって溜まります。溜まった汚泥は引抜きし、内部の装置を洗浄しなければ本来の効果を発揮せず、故障の原因にもなってしまいます。

※清掃は年1回以上行わなければなりません。

清掃は市町村長が許可した清掃許可業者へ委託しましょう。

3つ. 法定検査



法定検査は、浄化槽放流水の水質検査のほか、保守点検や清掃など、日常の維持管理が適正に行われているかを検査するものです。新しく浄化槽を設置したときに行う7条検査（設置後3カ月から5カ月の間）と、年1回定期的に行う（11条）検査の受検が義務付けられています。

受検依頼先：（一社）埼玉県浄化槽協会 ☎048-501-5707

浄化槽は魔法の箱や機械ではありません！適正に維持管理しなければ水はきれいになりません。

浄化槽を長く使うためにも、「3つの義務」を必ず行いましょう。

※浄化槽法の一部改正により、浄化槽管理者は浄化槽を休止をする場合、清掃を行ったあと、下水道課宛てに休止届を提出することで、保守点検、法定検査、清掃の義務が免除されます。

※市で設置した浄化槽の保守点検、法定検査は市から業者に直接依頼をしています。

設置事業、維持管理（業者一覧など）については、市HPより環境部下水道課のページをご覧ください。下記へ直接お問い合わせください。

問 下水道課 ☎25-5218